

一般事業主行動計画

1. 計画期間：

平成27年 4月 1日～平成31年 3月31日までの 4年間

2. 指針：

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための
雇用環境の整備

3. 内容：

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者
に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく
育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度
の周知

<対策>

- 平成27年 3月～ 就業規則第24条（産前産後の休業）・第33条（健康診断）
の再説明（周知）
- 平成27年 3月～ 育児休業・介護休業制度の周知
- 平成27年 3月～ 制度に関する情報発信、および制度内容の掲示

計画策定日平成27年3月16日